

建築士を対象とする講習の指定に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年8月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

建築士を対象とする講習の指定に関する規程の一部を改正する告示

建築士を対象とする講習の指定に関する規程（昭和61年岩手県告示第1112号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定の基準)</p> <p>第4条 指定の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 講習を実施する者が、建築物の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を目的とする<u>民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づいて設立された法人</u>（以下「<u>公益法人</u>」という。）であって、講習を適正かつ円滑に実施するために必要な財産的基礎及び事務的能力を有するものであること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第5条 指定を受けようとする<u>公益法人</u>は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。第3条第4項の規定に基づき指定の有効期間の更新を受けようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 定款又は<u>寄附行為</u></p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(指定を受けた旨の表示)</p> <p>第6条 指定を受けた講習（以下「指定講習」という。）を実施する<u>公益法人</u>（以下「<u>実施法人</u>」という。）は、指定講習を実施するときは、指定を受けたものであることを表示するものとする。</p> <p>(変更の申請等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 実施法人は、その名称、住所若しくは代表者又は定款若しくは<u>寄附行為</u>を変更したときは、2週間以内にその変更の内容及び時期を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(指定の基準)</p> <p>第4条 指定の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 講習を実施する者が、建築物の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を目的とする<u>一般社団法人又は一般財団法人</u>（以下「<u>一般社団法人等</u>」という。）であって、講習を適正かつ円滑に実施するために必要な財産的基礎及び事務的能力を有するものであること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第5条 指定を受けようとする<u>一般社団法人等</u>は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。第3条第4項の規定に基づき指定の有効期間の更新を受けようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 定款</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(指定を受けた旨の表示)</p> <p>第6条 指定を受けた講習（以下「指定講習」という。）を実施する<u>一般社団法人等</u>（以下「<u>実施法人</u>」という。）は、指定講習を実施するときは、指定を受けたものであることを表示するものとする。</p> <p>(変更の申請等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 実施法人は、その名称、住所若しくは代表者又は定款を変更したときは、2週間以内にその変更の内容及び時期を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成24年8月24日から施行する。